

質問第ニ一号
昭和二十五年十一月二十二日提出

供出麦の用途に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月二十二日

衆議院議長幣原喜重郎殿

提出者並木芳雄

供出麦の用途に関する質問主意書

- 一 政府は、麦作農家に強制超過供出をさせたため、地方自治体では、多額の奨励金まで出して完納の責任を果したにもかかわらず、これを全部主食としての配給に回さず、當利の対象となるみそ、醤油の原料に回し、しかもこれが多量に上ることであるが、事実か。
- 二 事実とすれば、いかなる理由に基づいてやるのか。

主食用として不用であるか、又は不適当であることが判明したなら、今回の場合は、特に全部を供出農家に還元する処置を講すべきではないか。

- 三 供出農家に還元する場合、当然供出価格をもつてすべきであると考えるが如何。

又、地方自治体で拂つた犠牲に対して、これを補償すべきであるが、その用意ありや。
右質問する。